

令和4年7月20日付4産労雇第666号

(目的)

第1条 この要領は、TOKYO パパ育児促進企業登録制度の登録マーク（以下、「マーク」という。）の東京都以外の者の利用に関し、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 マークとは、「TOKYO パパ育児促進企業登録制度 登録マークデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(使用手続)

第3条 マークを使用しようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、TOKYO パパ育児促進企業登録制度実施要綱（令和4年7月5日付4産労雇第665号）（以下、「登録制度実施要綱」という。）第4条第4項により、東京都にマーク使用承認申請書（別記第1号様式）を提出し、東京都の承認を得なければならない。

- (1) 東京都は、前項の規定による提出があった場合、内容を確認した上で、使用を承認するときはマーク使用承認通知書（別記様式第2号）を、使用を承認しないときはマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。
- (2) 前項の規定による承認に当たっては、東京都は必要な条件を付すことができる。
- (3) 前項の条件に不服のある申請者は、マーク使用承認書を受理した日から1週間以内に、マーク使用申請取下書（別記様式第4号）を東京都に提出することにより、マークの使用申請を取り下げることができる。

(利用規定)

第4条 マークは、以下の規定に従い利用することができる。

- (1) マークは、第3条第1号により東京都から承認を受けた日から使用できる。
- (2) マークの使用期間は、登録制度実施要綱により定める登録期間の満了日までとする。
- (3) TOKYO パパ育児促進企業登録制度登録企業（以下、「登録企業」という。）は、登録された組織単位（企業及び事業所単位）の事業活動の範囲で、登録制度の趣旨に照らし、適当と認められるものにマークを使用することができる。

ただし、有償で頒布する製品・商品等や、以下に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

ア 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

イ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

ウ デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。

- エ 都及び登録制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- オ 登録企業が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用する場
合。
- カ 第三者の利益を害すると認められるとき。
- キ その他東京都が不相当と認めるとき。

(利用対象物)

第5条 マークは登録企業が発行若しくは制作と管理を併せて行う各種媒体（自社パンフレット、カタログ、レターヘッド、従業員の名刺、ウェブサイト等）に使用できる。
なお、自己のものとして商標又は意匠目的に使用（登録）することは認めない。

(利用上の遵守事項)

第6条 マーク等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (2) マークのサイズは指定しない。ただし、縦横比の変更は認めない。
- (3) マークを囲む、傾ける、変形する、他の図柄の上に配置するなど、デザインに変更を加えることは認めない。
- (4) 他のマークや文言の近傍に配置するなど、マークの独立性が阻害されるような利用は認めない。

(使用の不承認)

第7条 東京都は、第4条第3項のいずれかに該当するときは、マークの使用を承認しないものとする。

(承認内容の変更)

第8条 マーク使用者が使用承認の内容を変更しようとするときは、マーク使用変更申請書（別記様式第5号）を、東京都に提出しなければならない。この場合において、東京都はその内容を確認した上で変更を承認するときは、マーク使用変更承認通知書（別記様式第6号）を、変更を承認しないときはマーク使用変更不承認通知書（別記様式第7号）をマーク使用者に交付するものとする。

(使用の中止)

第9条 マーク使用者は、マークの使用を中止しようとするときは、マーク使用中止通知書（別記様式第8号）を東京都に提出しなければならない。

(使用承認の取消)

第10条 登録企業が下記に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、マークの使用承認を取り消すものとする。

- (1) 本規定に違反したマークの利用が認められたとき。
- (2) 登録を取り消したとき。

- (3) その他不適切なマークの利用等が認められたとき。
- (4) 東京都は、本条第1項から第3項に規定する使用承認の取消しを行ったときは、マーク使用承認取消通知書（別記様式第9号）を、当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- (5) 前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、マークの使用を直ちに中止するとともに、マークが付された物が流通しないための措置を講じなければならない。
- (6) 東京都は、本条第1項から第3項に規定する使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用料)

第11条 マークの使用料は無償とする。

(免責)

第12条 マークの使用により生じたいかなる損害に対しても東京都は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、登録制度実施要綱に基づき、東京都が判断する。

附則

この要領は、令和4年7月20日から施行する。